

議員提出議案第 22 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げに係る意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 17 日

芦屋市議会議長 中島 健一 様

提出者 芦屋市議会民生文教常任委員会
委員長 浅海 洋一郎

提案理由

教職員の定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げを国に対し要望するため。

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げに係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、こどもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を受け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。今後もきめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、「学校と教師の業務の3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、こどもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かなこどもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。また、教職員の未配置問題解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
- 2 こどもたちの豊かな学びと育ちを保障するため、また教職員の働き方改

革・長時間労働を是正するため、教職員定数の増員を推進すること。

3 自治体で国の学級編制標準より引き下げた「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4 小・中学校等でのさらなる学級編制標準の引下げや、少人数学級の推進について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦 屋 市 議 会